

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方へ

# 医療費負担割合の定期判定のお知らせ

後期高齢者医療被保険者証を使って医療を受けた際に、病院等の窓口で支払う一部負担金については、所得等に応じて1割または3割を負担することになっていきます。

平成22年度の負担割合につきましては、世帯状況および前年の所得状況に基づいて判定し、平成22年8月1日から適用になります。

つきましては、被保険者全員の方に、7月末までに新しい被保険者証を送付しました。問い合わせ 住民課(内線157~158)

## 負担割合と判定基準 (病院で支払う自己負担の割合)

所得区分	負担割合	判定基準
現役並み所得者	3割負担	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる人
一般	1割負担	現役並み所得者・低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰのいずれにもあてはまらない人
低所得者Ⅱ	1割負担	同一世帯の全員が住民税非課税である人(低所得者Ⅰ以外の人)
低所得者Ⅰ	1割負担	同一世帯の全員が非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人

## 基準収入額適用申請制度

現役並み所得者のうち、後期高齢者医療制度で医療を受ける人の収入合計が、2人以上で五二〇万円未満、1人で三三三万円未満の場合は申請により1割負担となります。

さらに、後期高齢者医療制度に移行することによって後期高齢者医療制度の被保険者1人となり現役並み所得者になった場合、住民税課税所得一四五万円以上かつ収入三三三万円以上で同一世帯の後期高齢者医療制度で医療を受ける人と70歳以上75歳未満の人の収入合計が五二〇万円未満の人は、申請により1割負担となります。

## 限度額適用・標準負担額減額認定

負担割合が1割の人で、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する人は、自己負担限度額及び入院時の食事代が減額されます。方が一入院

## 自己負担限度額(月額)

自己負担限度額の所得区分	外来の限度額(個人ごと)	外来+入院の限度額(世帯)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+267,000円 超えた医療費の1%
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

## 入院時の食事代の標準負担額(1食)

現役並み所得者・一般	260円	
低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	過去12ヶ月で90日を超える入院	160円
低所得者Ⅰ	100円	

される場合には「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、申請してください。



町政の動きをさまざまなお知らせします。

善意の寄附をありがとうございました

社会福祉協議会に、次の寄附が寄せられました。貴重な財源として役立てていただきます。ありがとうございました。(敬称略)

- ▽一五〇〇円/六月一日 塩野和雄
- ▽一五〇〇円/六月一日 匿名
- ▽三万一千三百四十四円/六月一日 埼玉カラオケ推進委員会
- 代表 山田龍二
- ▽七〇〇〇円/六月三日 ASAつるせ中央
- (愛の福祉基金として)
- ▽車いす/六月二日 三本義雄
- ▽電動ベッド、ポータブルトイレ/六月二日 匿名
- (物品寄附として)

社会福祉協議会

## 「三芳町分別収集計画」が策定されました

町の基本構想に基づき、資源循環型社会の形成に向けた計画です。目的は、容器包装廃棄物の発生の抑制や削減、また資源の有効な利用を推進することを目標としています。

計画期間は平成23年度からの5年間で、対象品目、方法、実施事項等に関する事については、ホームページに記載されています。問い合わせ 環境産業課環境対策係(内線216~218)

## 工事予定一覧表

工事名	完成予定	備考
町道幹線3号線道路修繕工事	平成22年8月27日	上富第3区区内 距離240.00m
町道幹線8号線道路改良工事	平成22年8月31日	上富第1区区内 距離40.70m
町道幹線5・17号線道路改良工事	平成23年2月15日	北永井第2区区内 距離142.40m
(特環)町道幹線21号線枝線工事(22-1)	平成22年10月15日	北永井第1区区内 距離77.20m

## 国民年金

# もしものときの障害基礎年金・遺族基礎年金

老後だけでなく、病気やけがによって障害が残ったとき、また妻・子を残して亡くなったときも障害基礎年金や遺族基礎年金があなたやあなたの家族を守ります。しかし、保険料を納めていないと、こうした年金が受けられません。万が一のときのためにも、保険料は納め忘れないようにしましょう。

- ◆「障害基礎年金」を受けられるときは…◆
  - ・国民年金加入中または20歳前の病気やけがで障害が残ったとき。
  - ・初診日の前々月までの加入期間のうち、2/3以上の保険料を納めているとき、あるいは初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がないとき(免除、若年者納付猶予、学生納付特例期間は保険料を納めた期間と同じように扱われます)。
  - ・障害認定日(障害の程度を判定する日で、初診から1年6ヶ月経過した日または症状が固定した日)に国民年金法で定める1級、2級の障害の状態にあるとき。
- ◆「遺族基礎年金」を受けられるときは…◆
  - ・国民年金加入中の人または老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている人が亡くなったとき。
  - ・死亡日の前々月までの加入期間のうち2/3以上保険料を納めているとき、あるいは死亡日の前々月までの1年間に保険料の滞納がないとき(免除、若年者納付猶予、学生納付特例期間は保険料を納めた期間と同じように扱われます)。
  - ・受けられる遺族は、亡くなった人に生計を維持されていた子、または子のある妻(この場合、「子」とは18歳到達年度末までの子ども、または20歳未満で国民年金法で定める1級、2級の障害のある子どもをいいます)。

※障害基礎年金と身体障害者手帳では、制度の仕組みが異なるため、障害の認定基準が違います。身体障害者手帳が1級や2級であっても障害基礎年金が受けられるとは限りません。

年金額(平成22年度)	子が1人いる妻の場合
	1,020,000円
年金額(平成22年度)	子が受ける場合(子の数が1人)
	792,100円

※子の数によって金額が変わります。

年金額(平成22年度)	1級	2級
	990,100円	792,100円

問い合わせ 住民課保険年金係(内線156) FAX 274-1101

## 青少年の主張 高校生及び一般の部 作品募集

青少年が日頃考えていることを広く住民に紹介し、青少年に対する理解と認識を深めてもらうため、毎年11月に主張発表大会を実施しています。皆さんからの応募をお待ちしています。

- ◆対象部門 高校生及び一般の部
- ◆対象 町内在住、在勤・在学の方で高校生以上30歳以下の方
- ◆募集内容 テーマは自由です。例題…「学校や友達のこと」、「地域社会のこと」、「職場のこと」等を原稿用紙400字詰めで3~5枚程度
- ◆募集期限 9月24日(金)
- ◆提出先 社会教育課社会教育係(メールによる応募も可能です。)
- ◆その他 審査の結果、優秀作品に選ばれた方には、11月6日(土)に開催される「三芳町青少年健全育成町民大会」にて主張発表させていただきます。



問い合わせ 社会教育課(内線515) FAX 274-1056 Eメール shakai@town.saitama-miyoshi.lg.jp